

議案第11号

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
の一部改正について

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月5日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年逗子市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「2年6月」を「3年6月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和7年3月から稼働を予定していた葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、同月から開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化について開始時期を延期していたが、期限の延長が必要となったことから、改正の要あるため提案する。